

行 動 規 範

2005年10月27日制定

2010年10月28日改正

2020年8月31日改正

1 組合員に対する行動規範

私たちは、組合員の立場を最優先に考え、行動するパルシステムブランドの約束を守ります。法令とその精神を守り、組合員の暮らし課題を解決・サポートし、暮らしに貢献する事業を進めます。私たちの行動・判断が組合員の信頼を得られるものかどうかを常に自ら問い直し、責任ある対応をとります。

1-① 個人情報を適切に管理し、守秘義務を徹底します。

私たちは、組合員の個人情報について守秘する義務があることを強く自覚します。業務上得られた組合員の個人情報漏洩しないように法令及び、パルシステムグループの個人情報保護方針に沿って扱い、責任を持って管理します。

(関連する法・規則類:個人情報保護法、個人情報保護規程)

1-② 事業内容、商品、サービス等について適切・正確な情報開示と説明を行います。

私たちは、事業活動を通じて組合員の食の安全・安心、暮らしの課題解決へ向けた願いに応えていきます。各種誌面製作や情報発信等、法令順守の視点に立って適正な表示・表現を行い、わかりやすい説明をともなった正確な情報開示を行います。

(関連する法・規則類:定款、情報開示規則)

1-③ 組合員の声に対して誠実、適切に対応します。

私たちは、商品事故、問い合わせ、意見などのさまざまな組合員の声に対して謙虚に耳を傾け、誠実かつ迅速に対応するとともに、これらを今後の商品開発や業務改善に活かしていきます。特に、商品事故については、組合員の安全を最優先で確保するとともに、迅速に原因や事実関係を調べ、正確な情報をできる限り速やかに提供します。

(関連する法・規則類:定款、情報開示規則)

1-④ 組合員との公平な関係を保ちます。

私たちは、組合員に対して公平に接します。特定の組合員だけを優遇・差別するなどの偏った対応はしません。(関連する法・規則類:就業規則)

1-⑤ 品質安全基準を順守します。

私たちは、環境にやさしい誠実な商品づくりを行います。安全基準に合致した商品・サービスを、より高度な品質管理体制のもと、迅速に提供し続けられる力をつけます。

2 取引先やその他の関係団体、行政機関に対する行動規範

私たちは、私たちの事業が取引先や協力会社など大切なパートナーの協力のもとに成り立っていることを自覚し、感謝の気持ちを忘れません。取引先や協力会社、他団体に対して対等・公正かつ透明な取引関係を構築し、お互いの立場をよく理解し、誠実に事業を行います。また、適切で公平な情報開示に努めます。

2-① 取引先を公正に選定します。

私たちは、取引先の選定にあたり、品質・サービス・価格・実績・信頼性・業界情報などを総合的に判断します。特に法令の順守、安全性や品質管理の徹底を重視し、公正な選定を歪めるような行為を行いません。

(関連する法・規則類:申請及び稟議規程、決裁手続き、建築基準法、消防法、借地借家法、土壌汚染対策法)

2-② 不公正な要求等はありません。

私たちは取引先との契約に基づく対等な関係を尊重します。自己の立場を利用して、間接的な表現であっても金品や接待を求める言動は行いません。また、取引先に対し通常取引契約外の協賛金の依頼や、サンプルなどの商品やサービスの購入を依頼する場合、優越的地位の濫用とならないよう常に心掛けます。(関連する法・規則類:独占禁止法、就業規則)

2-③ 取引先や他団体からの過剰な贈答・接待等は受けません。

私たちは、たとえ直接の利害関係がなくても、常に取引先や協力会社と健全かつ公正な関係を保てるように心がけなければならない、取引先や他団体からの贈答や接待を受けることはしません。意図せずあるいはやむを得ず受けることになった場合は、上司に相談・報告し指示を受け、適切な措置を取ります。(関連する法・規則類:渉外費の支出及び費用に関する基準、決裁基準)

2-④ その他便宜供与の申し出に対しても報告・指示を受け、適切に対応します。

私たちは、金品や接待に限らず、取引先からのさまざまな便宜供与の申し出があった場合には、上司に報告し、適切な指示を受けます。*便宜供与の例:転職や退職後の就職の話、親族や友人の就職先の世話、不動産の有利な売買など。(関連する法・規則類:民法、役員規程、就業規則)

3 事業経営に対する行動規範

私たちは、事業活動や経営状況について常に正しい理解と評価をもって行動するとともに、役職員一人ひとりがパルシステムの顔であることの自覚を持って行動し、パルシステムブランドの価値向上に努めます。

3-① 適切なリスク管理を行います

私たちは、事業の目的を達成するうえで、リスク管理が極めて重要であることを認識し、常にリスクを適切に管理できる有効な計画・運用・点検・是正のしくみを構築し、運用します。

3-② 正確な記録、適切な文書の作成と保管を行います。

私たちは、事業活動に関する情報を正確に記録に残します。文書作成にあたっては、内容の正確を期すとともに、平易でわかりやすく誤解を招かない表現を心がけます。また、作成または外部より受領した文書は文書管理に関するルール等に従い、適切に保管・廃棄します。(関連する法・規則類:生協財務処理規則、税法、生協会計基準、経理規程、情報開示規則、文書管理規程)

3-③ 内部監査を重視します

私たちは、組合員の利益を守るために、公平な視点から会計・業務・環境等の内部監査を計画的・組織的に実施していきます。経営の健全さを保つうえで、内部監査が必要不可欠であるとの認識に立ち、監査がより効果的に実施されるよう、組織をあげて協力します。なお、是正を求められればこれを真摯に受け止め、対応します。

(関連する法・規則類:内部監査規程)

3-④ パルシステムグループ間で連帯・協力します。

私たちは、組合員の意志に基づいて決定された総会または総代会決議・理事会その他諸機関での決定に沿ってその職務を忠実に執行します。そのために、連合会・会員生協・子会社・関連会社のパルシステムグループ間連帯・協力において事業を行い、常にパルシステムグループ全体の発展と健全性を図ることを心がけます。(関連する法・規則類:生協法、定款、総代会運営規約、理事会運営規程、組合員活動協議会運営規程、経営会議運営規程、日生協機関運営ガイドライン～健全な機関運営の確立のために)

4 社会に対する行動規範

私たちは常に倫理的行動を意識し、法令やルールの順守に努めます。また、事業活動に対する社会からの理解を得るように努めます。

4-① 法律を守ります。

私たちは、自らの業務に関連した法令を把握し理解に努め、事業活動に関する国や地方自治体が定める法令や規則、ガイドラインを順守します。法令違反行為や社会的に許されない問題が組織内で起こったり、その疑いがある場合は上司やコンプライアンス担当部門に報告します。また、必要に応じて関係当局への報告を行います。

(関係する機関:労働基準監督署、警察署、保健所、消防署、税務署、神奈川県)

4-② 公正な取引を行います。

私たちは、自由・公正・透明な市場競争に基づく適正な取引を行います。社会から疑惑や不信を招くことがないように、透明度の高い健全な事業経営を行い、重要な情報の取り扱いについては厳格に運用、管理します。

4-③ 生協が提供する各種サービスのお勧めは適正に行います。

私たちは、地域の消費者、組合員に対して生協利用のお勧めをするときも誤解を与えるような誇大な広告や過大な景品等、不適切な方法でお誘いすることはしません。(関連する法・規則類:景品表示法、不正競争防止法、不当表示防止法)

4-④ 相互扶助と助け合いの精神をもって社会と関わります。

私たちは、取引先、地域社会、他団体などパルシステムグループを取り巻くさまざまな関係者とのコミュニケーションを行い、情報を積極的かつ公正に開示します。また、相互扶助の精神に基づき常に思いやりの心を持って行動します。

4-⑤ 社会貢献と社会との調和をひろげます

私たちは、人権を尊重し、社会貢献活動に自らまたは、役職員の活動への支援を通じて積極的に取り組みます。他人の権利・財産を不当に利用・侵害せず、これを最大限尊重し、常に社会との調和に心がけます。

4-⑥ 環境に配慮した活動を行います

私たちは、地球環境への配慮を事業の重点課題として認識し、汚染物質の低減、省エネルギー、廃棄物の削減、リサイクルの推進等、生協活動の全領域で役職員一人ひとりが地球環境との共生をテーマに行動し、環境問題に配慮した事業活動に努めます。(関連する法・規則類:環境関連法規、神奈川県条例、パルシステム神奈川環境方針)

4-⑦ 不当な要求や妨害に対して、断固とした態度をとります

私たちは、反社会的勢力からの関与、不当な要求や妨害を断固として拒絶します。これらの勢力となんらかの関係を持ってしまった場合は、決して一人で解決しようとせず、速やかに上司・関連部署に報告をし、適切な指示を受けます。

4-⑧ 安全運転ルールを順守します。

私たちは、社会の一員として、いかなるときも安全運転に努めます。また、飲酒運転を絶対に行いません。運転手が飲酒している車両にはいかなる理由があっても同乗しません。車を運転する者に酒を絶対勧めません。飲酒運転を行う現場に立ち会った際には、飲酒運転を行わせないように努めます。交通事故を起こさないためには決められたルールを守ること、それを日々継続することの大切さを理解し、率先して安全運転を推進します。(関連する法・規則類:交通安全対策基本法、道路交通法、日生協「交通安全の手引き」、パルシステム神奈川安全運転の約束事)

5 ともに働く役職員とともに、より良い組織風土をつくるための行動規範

私たちは、互いの人権と人格を尊重し、協力しあい、風通しの良い組織風土を作っていきます。パルシステムグループで働くもの同士、互いに信頼感を高め、一人ひとりが個性と創造力と専門性をもって前向きに仕事に取り組める職場作りを進めます。

5-① 基本的人権を尊重し、差別や嫌がらせを許しません。

私たちは、雇用や処遇にあたっては、基本的人権を尊重し、公平に評価します。性別・年齢・出身地・国籍・人種・民族・信条・宗教・疾病・障害・固定的な性別役割分担意識などによるあらゆる差別を行いません。また、いかなる場面でも相手に不快感を与えるような言動や嫌がらせ等の人権侵害行為を排除します。他者の人権や尊厳を踏みにじるような行為を容認しません。(関連する法・規則類:労働基準法、男女雇用機会均等法、)

5-② セクシャル・ハラスメントは許しません

私たちは、働きやすい、働きがいのある健全な職場環境を維持するために、いかなる形でもセクシャル・ハラスメント(性的嫌がらせ)を行いません。またそのような行為を容認することはしません。性により不当な扱いを受けることなく、能力と熱意が十分に発揮される職場を目指します。(関連する法・規則類:刑法、セクハラ・ストーカー防止法、男女雇用機会均等法、労働基準法、就業規則、神奈川県男女共同参画推進条例)

5-③ 職場環境を悪化させる行為を許しません。

私たちは、上司から部下、部下から上司といった自己の立場や地位、権限を利用した、強要、言葉の暴力、イジメ等、相手の人格を侵害する言動、特定の人に仕事上の配分や指示を恣意的に行うなど職場環境を悪化させる行為は行いません。また、言葉や態度、身振りや文書(メール等)によって、相手の人格や尊厳を傷つける様な言動は行いません。また、誹謗中傷など相手が不快感をおぼえるような言動は行いません。(関連する法・規則類:就業規則)

5-④ プライバシーを守ります

私たちは、一人ひとりのプライバシーを最大限に尊重し、不当に侵害しません。業務上や普段の会話から知り得た、共に働く仲間の個人情報や本人の承諾なく他人に漏らしません。役職員の個人情報は、本来の目的以外には使用せず、厳正に管理し外部への漏洩を防ぎます。(関連する法・規則類:個人情報保護法、刑法、就業規則)

5-⑤ 誰もが働きやすい職場環境をつくります

私たちは、労働基準法、労働安全衛生法をはじめとする関係法令を順守し、常に安全で健全な職場環境の確保に努めます。また、健康的で働きやすい職場の実現のために、役職員一人ひとりが職場の安全と健康を第一に考え、問題があれば解決・改善の具体策を提案していきます。

(関連する法・規則類:労働基準法、労働安全衛生法、就業規則、安全衛生管理規程、男女雇用機会均等法、育児、介護休業法)

6 組織の一員としての行動規範

私たちは、有形、無形のパルシステムグループの財産を守り、常に組織の運営革新を念頭に置いて誠実な行動に努めます。

6-① パルシステムグループの知的財産を守秘し、戦略的に活用します。

私たちは、パルシステムグループの持続的成長をより確実なものとするため、知的財産保護とその戦略的活用を重視してゆきます。また、自らも創造的に知的財産を構築する努力をします。業務上のノウハウや商品仕様などの開発に関わるノウハウ、組合員データや内部機密を故意はもちろんのこと、不注意によっても外部に漏洩しません。

公共の場で会話する際も十分に注意します。また、退職後であっても在職中に知り得た機密情報は他人へ漏らすようなことは行いません。(関連する法・規則類: 役員規程、就業規則)

6-② 組織財産を大切にします。

私たちは、組織の財産(機器・車両・設備・備品・ソフトウェアなど)を、パルシステムグループの事業活動や各組織が承認した目的のために使用します。公私を混同した使用や私物化は行いません。

6-③ 自己の利益と組織の利益が相反する行為はしません。

私たちは、自己の利益と組織の利益が対立することのないよう、配慮して行動するとともに、利益相反が起こりそうな場合は、速やかに上司に報告のうえ適切な処置をとります。適切な対応の例: 取引先が自分の縁故者に当たる場合などには取引から外れるなどの配慮をする。仕事を通じて得られたビジネスチャンス、人間関係、組合員リストや個人情報などを使って、自分の個人的利益を追求しない。

6-④ 公正な経費等の申告・処理を行います。

私たちは、経費(旅費、渉外費等)を正しく使い、自己の利益のためにこれを使用しません。経費、労働時間、休暇等の申告・報告は正確且つ速やかに行います。(関連する法・規則類: 就業規則、経理規程、決裁基準、出張旅費規程)

6-⑤ 内部ルールを順守します。

私たちは、真に信頼される組織の一員としての自覚と法令順守の精神を持ち、行動規範はもちろんのこと、就業規則に定められた事項、職務権限などの内部ルールに従って誠実に職務を遂行します。

6-⑥ 適切な広報活動と情報開示に努めます。

私たちは、マスコミ等外部からの質問やインタビューを求められた場合は、まず広報担当部署に連絡し、その指示のもとに対応します。個人の判断による不用意な情報の発信はしません。適切な広報活動を通じて組織の正しい評価・理解を得られるように努めます。(関連する法・規則類: 決裁基準)

6-⑦ 政治・宗教活動および無許可の販売活動は行いません。

私たちは、就業時間中または事業場内において政治活動、宗教活動及び無許可の販売活動ないしはそれらに準ずる活動で、就業規則に抵触する場合は、これを行いません。また、就業時間外及び事業場外においても、業務上得られた情報や職員の地位を利用して他の職員または組合員に対しその活動を行いません。(関連する法・規則類: 生協法)

※注③ 「持続可能な社会」

国連が提唱した言葉。地球環境の負荷低減をし、循環型社会への転換に留まらず、最近では、経済・社会・文化の各分野で変革の方向が示されており、変革のキーワードが「持続可能性」と言う言葉になっている。

※注④ 「反社会的勢力・団体」

暴力又は暴力的脅迫によって自己の私的な目的を達しようとする反社会的集団、犯罪に抵触する行為を組織的に行っている団体等。